

議案第90号

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 8 月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例

つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第14条の5第2項中「別表第3」を「別表第2の3の表及び別表第3」に改める。

別表第1 東光台運動公園の項中「野球場」を「多目的広場」に改める。

別表第2中「第12条関係」を「第12条，第14条の5関係」に改め，同表中「使用料」を削る。

別表第3中「利用料金の上限額」を削り，同表の1の表を削る。

別表第3の2の表(3)のイの表を次のように改める。

イ 多目的広場

時間区分 利用区分	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで
全面	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円
半面	520円	520円	520円	520円

備考 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。

別表第3の2の表を別表第3の1の表とする。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>第1条—第14条の4（略） （利用料金の納付等）</p> <p>第14条の5（略）</p> <p>2 利用料金は、別表第2の3の表及び別表第3に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>3（略）</p> <p>第14条の6—第22条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>東光台運動公園</td> <td>テニスコート・多目的広場</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第12条，第14条の5関係）</p> <p>1 法第5条第1項の規定により公園施設を設置し，又は管理する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公園施設の種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2—3（略）</p>	都市公園名	有料公園施設名			東光台運動公園	テニスコート・多目的広場			区分	公園施設の種類	単位	金額									<p>第1条—第14条の4（略） （利用料金の納付等）</p> <p>第14条の5（略）</p> <p>2 利用料金は、_____別表第3に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>3（略）</p> <p>第14条の6—第22条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>東光台運動公園</td> <td>テニスコート・野球場_____</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第12条関係_____）</p> <p>使用料</p> <p>1 法第5条第1項の規定により公園施設を設置し，又は管理する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公園施設の種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2—3（略）</p>	都市公園名	有料公園施設名			東光台運動公園	テニスコート・野球場_____			区分	公園施設の種類	単位	金額								
都市公園名	有料公園施設名																																								
東光台運動公園	テニスコート・多目的広場																																								
区分	公園施設の種類	単位	金額																																						
都市公園名	有料公園施設名																																								
東光台運動公園	テニスコート・野球場_____																																								
区分	公園施設の種類	単位	金額																																						

別表第3（第14条の5関係）

1 有料公園施設を利用する場合

(1) 花畑近隣公園プール

時間区分 利用区分	午後9時30分から 午後11時30分まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分から 午後5時30分まで

(2) (略)

(3) 東光台運動公園

ア テニスコート

時間区分	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで

別表第3（第14条の5関係）

利用料金の上限額

1 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
物品の販売，募金，署名運動その他これらに類する行為	1日につき	870円
業として行う写真の撮影	写真機1台1日につき	510円
業として行う映画の撮影	1日につき	8,000円
興行	1日につき	8,000円
競技会，展示会，博覧会その他これに類する行為	1平方メートル1日につき	6円

2 有料公園施設を利用する場合

(1) 花畑近隣公園プール

時間区分 利用区分	午後9時30分から 午後11時30分まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分から 午後5時30分まで

(2) (略)

(3) 東光台運動公園

ア テニスコート

時間区分	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで

イ 多目的広場

時間区分 利用区分	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで
全面	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円
半面	520円	520円	520円	520円
備考 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。				

(4) (以下略)

イ 野球場

時間区分	日の出から午前8時まで	午前8時30分から午前11時まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時30分から午後5時まで	1時間までごと
金額	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円	420円
備考					
1 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。					
2 利用時間がやむを得ない理由により許可利用時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに時間割計算により徴収する。					

(4) (以下略)